

八代市景観条例施行規則（令和元年八代市規則第10号）新旧対照表

改正案	現 行
<p>(規則で定める工作物)</p> <p>第3条 条例第2条第2号の規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 柵、塀、擁壁その他これらに類するもの</p> <p>(2) 記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの</p> <p>(3) 煙突</p> <p>(4) 高架水槽</p> <p>(5) 鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱（次号に掲げるものを除く。）</p> <p>(6) 電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物</p> <p>(7) 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設</p> <p>(8) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設</p> <p>(9) 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設</p> <p>(10) 自動車車庫の用途に供する立体的な収納施設</p> <p>(11) 汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設</p> <p>(12) 広告塔又は広告板</p> <p><u>(13) 太陽光発電施設（自立する構造であって、土地に設置されるものに限る。以下同じ。）</u></p>	<p>(規則で定める工作物)</p> <p>第3条 条例第2条第2号の規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 柵、塀、擁壁その他これらに類するもの</p> <p>(2) 記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの</p> <p>(3) 煙突</p> <p>(4) 高架水槽</p> <p>(5) 鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱（次号に掲げるものを除く。）</p> <p>(6) 電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物</p> <p>(7) 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設</p> <p>(8) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設</p> <p>(9) 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設</p> <p>(10) 自動車車庫の用途に供する立体的な収納施設</p> <p>(11) 汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設</p> <p>(12) 広告塔又は広告板</p>
<p>(規則で定める特定施設)</p> <p>第4条 条例第2条第7号の規則で定める施設及び設備は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 飲食店業を営むための施設</p> <p>(2) 物品販売業又は物品貸付業を営むための施設（当該施設で販売又は貸付けのための物品の陳列又は展示を行わないものを除く。）</p> <p>(3) 旅館業法（昭和23年法律第138号）<u>第2条第2項</u>に規定する営業を行うための施設</p> <p>(4) 屋上広告</p> <p>(5) カラオケボックス</p> <p>(6) コインパーキング</p> <p><u>(7) 太陽光発電施設</u></p>	<p>(規則で定める特定施設)</p> <p>第4条 条例第2条第7号の規則で定める施設及び設備は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 飲食店業を営むための施設</p> <p>(2) 物品販売業又は物品貸付業を営むための施設（当該施設で販売又は貸付けのための物品の陳列又は展示を行わないものを除く。）</p> <p>(3) 旅館業法（昭和23年法律第138号）<u>第2条第2項又は第3項</u>に規定する営業を行うための施設</p> <p>(4) 屋上広告</p> <p>(5) カラオケボックス</p> <p>(6) コインパーキング</p>
<p>(届出を要する行為の規模等)</p> <p>第5条 条例第7条第1項第2号アの規則で定める規模は、高さ13メートル又は建築面積1,000平方メートルとする。</p> <p>2 条例第7条第1項第2号イの規則で定める規模は、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める規模</u> <u>とする。</u></p>	<p>(届出を要する行為の規模等)</p> <p>第5条 条例第7条第1項第2号アの規則で定める規模は、高さ13メートル又は建築面積1,000平方メートルとする。</p> <p>2 条例第7条第1項第2号イの規則で定める規模は、高さ13メートル（<u>第3条第6号に規定する工作物にあっては、20メートル</u>）<u>又はその敷地の用に供する土地の面積1,000平方メートル</u>とする。</p>

(1) 第3条第2号から第5号まで及び第7号から第12号までに規定する工作物 高さ13メートル又はその敷地の用に供する土地の面積1,000平方メートル

(2) 第3条第6号に規定する工作物 高さ20メートル又はその敷地の用に供する土地の面積1,000平方メートル

(3) 第3条第13号に規定する工作物 高さ(太陽電池モジュール及びその架台を含む工作物(当該工作物に係る事業と一体的に行われる事業の用に供する工作物であって、当該工作物に隣接し、又は近接するものを含む。)の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。第9条第1項第1号ウ(カ)において同じ。)13メートル又はその敷地の用に供する土地の面積(当該工作物に係る事業と一体的に行われる事業の用に供する工作物であって、当該工作物に隣接し、又は近接するものの敷地の用に供する土地の面積を含む。同号ウ(カ)において「事業区域の面積」という。)1,000平方メートル

3 条例第7条第1項第2号ウの規則で定める規模は、高さ2メートルかつ 長さ50メートルとする。

4 条例第7条第1項第2号エの規則で定める面積は、3,000平方メートルとする。

5 条例第7条第1項第2号エの規則で定める規模は、高さ5メートルかつ 長さ10メートルとする。

6 条例第7条第1項第2号オの規則で定める面積は、3,000平方メートルとする。

7 条例第7条第1項第2号オの規則で定める規模は、高さ5メートルかつ 長さ10メートルとする。

8 条例第7条第1項第2号カの規則で定める面積は、3,000平方メートルとする。

9 条例第7条第1項第2号キの規則で定める堆積の期間は、90日とする。

10 条例第7条第1項第2号キの規則で定める規模は、高さ2メートルかつ 面積500平方メートルとする。

(届出を要しない行為)

第9条 条例第9条第1項第1号及び同条第2項第1号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 特定施設及び同一敷地内でこれに附帯する施設に係る次に掲げる行為

ア・イ 省略

ウ 次に掲げる工作物の新設、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更

(ア)～(ウ) 省略

(エ) 第3条第7号から第11号までに規定する

3 条例第7条第1項第2号ウの規則で定める規模は、高さ2メートル、かつ、長さ50メートルとする。

4 条例第7条第1項第2号エの規則で定める面積は、3,000平方メートルとする。

5 条例第7条第1項第2号エの規則で定める規模は、高さ5メートル、かつ、長さ10メートルとする。

6 条例第7条第1項第2号オの規則で定める面積は、3,000平方メートルとする。

7 条例第7条第1項第2号オの規則で定める規模は、高さ5メートル、かつ、長さ10メートルとする。

8 条例第7条第1項第2号カの規則で定める面積は、3,000平方メートルとする。

9 条例第7条第1項第2号キの規則で定める堆積の期間は、90日とする。

10 条例第7条第1項第2号キの規則で定める規模は、高さ2メートル、かつ、面積500平方メートルとする。

(届出を要しない行為)

第9条 条例第9条第1項第1号及び同条第2項第1号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 特定施設及び同一敷地内でこれに附帯する施設に係る次に掲げる行為

ア・イ 省略

ウ 次に掲げる工作物の新設、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更

(ア)～(ウ) 省略

(エ) 第3条第7号から第11号までに規定する

工作物で、高さが5メートル以下かつ 築造面積が10平方メートル以下のもの(増築後又は改築後の高さが5メートルを超え、又は築造面積が10平方メートルを超えるものを除く。)

(オ) 省略

(カ) 第3条第13号に規定する工作物で、高さが1.5メートル以下かつ事業区域の面積が100平方メートル以下のもの

エ 次に掲げる広告物の設置又は外観の変更

(ア)～(エ) 省略

オ～ク 省略

(2) 省略

2・3 省略

別表第1 (第6条、第10条関係)

行為の種類	図面		
	種類	明示すべき事項	備考
1 建築物等の新築若しくは新設、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	配置及び緑化計画図(おおむね縮尺20分の1以上のも)	方位 敷地の形状及び寸法 敷地内の建築物等及び既存建築物等の位置 隣接する道路の位置及び幅員 隣接する土地の建築物等の種類 隣接する土地との高低差 植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 張り芝等の位置及び面積 外構施設の位置、材料及び面積	
	立面図(おおむね縮尺20分の1以上のも)	各面の方位及び寸法 開口部、屋外設備、軒等の位置及び形状 壁面及び屋根の材料及び色彩	建築物等の移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更に係る届出にあっては、カラー写真に代えることができる。
現況写	撮影位置及び方向を	行為地を含	

工作物で、高さが5メートル以下、かつ、築造面積が10平方メートル以下のもの(増築後又は改築後の高さが5メートルを超え、又は築造面積が10平方メートルを超えるものを除く。)

(オ) 省略

エ 次に掲げる広告物の設置又は外観の変更

(ア)～(エ) 省略

オ～ク 省略

(2) 省略

2・3 省略

別表第1 (第6条、第10条関係)

行為の種類	図面		
	種類	明示すべき事項	備考
1 建築物等の新築若しくは新設、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	配置及び緑化計画図(おおむね縮尺20分の1以上のも)	方位 敷地の形状及び寸法 敷地内の建築物等及び既存建築物等の位置 隣接する道路の位置及び幅員 隣接する土地の建築物等の種類 隣接する土地との高低差 植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 張り芝等の位置及び面積 外構施設の位置、材料及び面積	
	立面図(おおむね縮尺20分の1以上のも)	各面の方位及び寸法 開口部、屋外設備、軒等の位置及び形状 壁面及び屋根の材料及び色彩	建築物等の移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更に係る届出にあっては、カラー写真に代えることができる。
現況写	撮影位置及び方向を	行為地を含	

真	配置図及び緑化計画図に示すこと。	む付近の状況が分かるカラー写真とする。
太陽光発電施設に関する図面（太陽光発電施設を設置する場合に限る。）	太陽電池モジュールの形状、色彩、寸法及び総面積 フレーム、架台その他の附属設備の色彩 完成予想図（出力規模が1メガワット以上の発電容量を持つ大規模発電施設を設置する場合にあっては、フォトモンタージュ又はイメージパース）	太陽電池モジュールの形状、色彩、寸法及び総面積並びにフレーム、架台その他の附属設備の色彩については、配置図に併記することができる。

真	配置図及び緑化計画図に示すこと。	む付近の状況が分かるカラー写真とする。

備考 省略

別表第2（第6条、第10条関係）

行為の種類	図面		
	種類	明示すべき事項	備考
1 特定施設及び附帯施設（広告塔、広告板及び屋上広告を除く。）の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	配置及び緑化計画図（おおむね縮尺20分の1以上のもの）	方位 敷地の形状及び寸法 敷地内の建築物等及び既存建築物等の位置 隣接する道路の位置及び幅員 隣接する土地の建築物等の種類 隣接する土地との高低差 植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 張り芝等の位置及び面積 外構施設の位置、材料及び面積	
	立面図（おおむね縮尺20分の1以上のもの）	各面の方位及び寸法 開口部、屋外設備、軒等の位置及び形状 壁面及び屋根の材料及び色彩	建築物等の移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更に係る届

備考 省略

別表第2（第6条、第10条関係）

行為の種類	図面		
	種類	明示すべき事項	備考
1 特定施設及び附帯施設（広告塔、広告板及び屋上広告を除く。）の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	配置及び緑化計画図（おおむね縮尺20分の1以上のもの）	方位 敷地の形状及び寸法 敷地内の建築物等及び既存建築物等の位置 隣接する道路の位置及び幅員 隣接する土地の建築物等の種類 隣接する土地との高低差 植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 張り芝等の位置及び面積 外構施設の位置、材料及び面積	
	立面図（おおむね縮尺20分の1以上のもの）	各面の方位及び寸法 開口部、屋外設備、軒等の位置及び形状 壁面及び屋根の材料及び色彩	建築物等の移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更に係る届

		出にあつては、カラー写真に代えることができる。
現況写真	撮影位置及び方向を配置図及び緑化計画図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。
太陽光発電施設に関する図面（太陽光発電施設を設置する場 合に限る。）	太陽電池モジュールの形状、色彩、寸法及び総面積 フレーム、架台その他の附属設備の色彩 完成予想図（出力規模が1メガワット以上の発電容量を持つ大規模発電施設を設置する場合にあつては、フォトモニター ジュ又はイメージベース）	太陽電池モジュールの形状、色彩、寸法及び総面積並びにフレーム、架台その他の附属設備の色彩については、配置図に併記することができる。

備考 省略

		出にあつては、カラー写真に代えることができる。
現況写真	撮影位置及び方向を配置図及び緑化計画図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。

備考 省略